

四日市市告示第126号

都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、基準に適合するものとする方法および簡易な評価方法の指定の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和7年3月26日

四日市市長 森 智 広

都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、基準に適合するものとする方法および簡易な評価方法の指定の一部を改正する告示

都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、基準に適合するものとする方法および簡易な評価方法の指定（令和3年四日市市告示第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 変更後 | 変更前 |
|--|--|
| 第1 (略) | 第1 (略) |
| 1 (略) | 1 (略) |
| 2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号） <u>第14条第1項</u> に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。） | 2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号） <u>第15条第1項</u> に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。） |
| 3 (略) | 3 (略) |
| 第2 法第54条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法は、それぞれ次に定める書面の交付を受けたものとする。 | 第2 法第54条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法は、 <u>次に掲げる認定対象の区分に応じ、</u> それぞれ次に定める書面の交付を受けたものとする。 |
| | 1 <u>一戸建ての住宅又は共同住宅等</u> |

| | |
|---------------------|---|
| | <p><u>若しくは複合建築物の住宅の用途に供する部分のみを評価する場合 次のいずれかに該当する書面</u></p> |
| <p><u>1</u> (略)</p> | <p>(1) (略)</p> |
| <p><u>2</u> (略)</p> | <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>評価機関が交付するBELSに基づく評価書（法第54条第1項第1号に基づく基準に適合した評価を受けたものに限る。）</u></p> <p><u>2 1以外の場合 次のいずれかに該当する書面。ただし、複合建築物の全体が評価対象の場合については、(3)及び(4)とする。</u></p> <p>(1) <u>登録住宅性能評価機関が、法第54条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証</u></p> |
| <p><u>3</u> (略)</p> | <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>登録住宅性能評価機関であり、かつ、登録建築物エネルギー消費性能判定機関である機関が、法第54条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証</u></p> |
| <p><u>4</u> (略)</p> | <p>(4) (略)</p> |

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。